

令和7年（フ）第174号

長野県松本市大字中山3918番地2
破産者 高山加代子
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第47号

長野県安曇野市穂高4608番地3
破産者 臼井 誠一
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第51号

長野県松本市南原1丁目20番5号
破産者 奥山 俊彦
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第62号

長野県北安曇郡池田町大字中鶴782番地139
破産者 宮田 健一
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第387号

愛知県瀬戸市塩草が丘2丁目105番地 エグザ 202
破産者 ROCHA KAMIMURA OD ALEIA
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第429号

名古屋市中村区八社1丁目96番地 メゾンハッシャK B棟102号、従前の住所名古屋市中区栄4丁目15番19号 プレサンスロジエ 栄ザ・レジデンス903号
破産者 三住波也人
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第467号

愛知県小牧市城山3丁目5番地 サンコート 桃花台C棟204号
破産者 古谷 真
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第597号

名古屋市中港区多加良浦町4丁目122番地
破産者 渡辺 洋一
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第667号

名古屋市名東区高針5丁目1008番地の1 パストラーレ103号
破産者 大橋 健
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第830号

名古屋市緑区鳴海町字宿地41番地 マイアみどりB棟3D号
破産者 森井 孝明

1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第831号

名古屋市緑区鳴海町字宿地41番地 マイアみどりB棟3D号
破産者 森井香代子
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1035号

名古屋市名東区山の手3丁目105番地の1 シャトル山手Ⅱ1A号
破産者 平井 健治
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1217号

名古屋市南区戸部下1丁目9番57号 戸部下住宅1棟204号
破産者 藤森佳奈子
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1292号

愛知県愛西市北河田町郷西403番地 ことぶき荘、従前の住所愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地 HFS大治2D
破産者 堀 雅彦
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第673号

愛知県知立市西中町永崎179番地1
破産者 神谷 涼
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第707号

愛知県豊田市東梅坪町2丁目1番地4
破産者 中西 翔
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第88号

愛知県岡崎市青木町10番地20、前住所愛知県安城市住吉町1丁目4番15号
破産者 酒井 俊哉
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第236号

愛知県豊田市千足町比丘尻952番地1 リード豊田109号
破産者 城所 克明
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第279号

愛知県西尾市上町作道屋敷32番地8、前住所愛知県西尾市上町作道屋敷29番地2
破産者 廣瀬 将人
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係